

日南市酒谷ふるさと特産品センター、日南市酒谷特産品加工施設、日南市総合林業センター、日南市立酒谷コミュニティセンター、日南市酒谷遊水施設

指定管理者募集要項

令和7年8月

宮崎県 日南市

産業経済部 農政課

【 目 次 】

1	指定の期間	P 2
2	施設の概要	P 2
3	指定管理者の業務の範囲	P 5
4	指定管理業務に関する経費等	P 6
5	使用料金の取り扱い	P 6
6	管理の基準	P 6
7	指定管理者と日南市における業務と責任の分担	P 7
8	指定の取り消し	P 7
9	運営経費	P 7
10	納付金の設定	P 7
11	自主事業による収入	P 8
12	指定管理者が自ら行う施設・設備等の整備	P 8
13	備品等の貸与	P 8
14	職員の雇用	P 8
15	申請者の資格等	P 8
16	提出書類	P 9
17	提出にあたっての留意事項	P 9
18	質問事項の受付・回答	P 10
19	申請・選定等のスケジュールなど	P 10
20	説明会の開催	P 11
21	申請書類の提出先・提出期間	P 11
22	選定方法等	P 11
23	無効または失格	P 12
24	指定管理者の指定及び協定書等	P 12
25	その他	P 12
26	問い合わせ先	P 13
別紙 1	管理運営に係る許認可、資格、法定業務一覧表	P 14
別紙 2	備品等一覧表	P 15
別紙 3	提出書類一覧表	P 19
別紙 4	募集要項等の配布について	P 20
別紙 5	指定管理者候補者選定審査基準表	P 21

日南市は、民間の能力を活用して、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的とし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、日南市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成21年条例第97号）の規定に基づき、以下のとおり「日南市酒谷ふるさと特産品センター、酒谷特産品加工施設、日南市総合林業センター、日南市立酒谷コミュニティセンター、日南市酒谷遊水施設」の管理運営に関する業務を行う指定管理者（団体）を募集する。

1 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

2 施設の概要

(1) 名称

- ① 日南市酒谷ふるさと特産品センター
- ② 日南市酒谷特産品加工施設
- ③ 日南市総合林業センター
- ④ 日南市立酒谷コミュニティセンター
- ⑤ 日南市酒谷遊水施設

(2) 所在地

- ① 日南市大字酒谷甲1840番地4
 - ア 日南市酒谷ふるさと特産品センター
 - イ 日南市酒谷特産品加工施設
- ② 日南市大字酒谷甲3360番地2
 - ア 日南市総合林業センター
- ③ 日南市大字酒谷甲3360番地1
 - ア 日南市立酒谷コミュニティセンター
 - イ 日南市酒谷遊水施設

(3) 竣工時期等

- ① 日南市酒谷ふるさと特産品センター及び日南市酒谷特産品加工施設
 - ア 竣工時期
 - 日南市酒谷ふるさと特産品センター 平成9年4月
 - 日南市酒谷特産品加工施設 平成11年4月
 - イ 構造等
 - 日南市酒谷ふるさと特産品センター
 - 木造茅葺平屋建 209.38㎡
 - 日南市酒谷特産品加工施設 木造瓦葺平屋建 108.00㎡
 - その他
 - ・トイレ 62.05㎡
 - ・駐車場 3,031.66㎡
 - ・広場緑地 10,360.00㎡
- ② 日南市総合林業センター、日南市立酒谷コミュニティセンター及び日南市酒谷遊水施設
 - ア 竣工時期 平成2年7月
 - イ 構造等

○日南市総合林業センター

・管理棟	木造スレート葺平屋建	152.00㎡
・バンガロー	木造スレート葺平屋建	3棟 各25.00㎡
	木造スレート葺2階建	1棟 29.00㎡

・広場

・駐車場

○日南市立酒谷コミュニティセンター

・研修室	木造平屋建	503.00㎡
・体育館	鉄筋コンクリート造	518.00㎡

○日南市酒谷遊水施設

・プール 1基

(4)設置目的

① 日南市酒谷ふるさと特産品センター

農林業等の所得増大及び就業の場の確保を図るとともに、地域資源を活用した市内外の住民との連携及び交流による活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

② 日南市酒谷特産品加工施設

山村振興法（昭和40年法律第64号）の趣旨に基づき、山村で生産される農林水産物の有効利用を図り、付加価値の高い食品加工の開発を促進し、地域産業の振興に寄与するとともに酒谷ふるさと特産品センターの利活用を促進することを目的とする。

③ 日南市総合林業センター

林業所得の増大及び就労の場の拡大を図り、林業者の定住化を促進するため、日南市林間休養地域資源を活用した市内外の住民との連携及び交流による活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

④ 日南市立酒谷コミュニティセンター

青少年をはじめ一般住民に対し、自然環境の中で森林資源に対する理解、保護、自然環境の浄化並びに情操の純化を図り、心身ともに健全な市民の育成を図ることを目的とする。

⑤ 日南市酒谷遊水施設

農林業所得の増大及就労の場の確保を図り、また自然に親しみ、憩いの場として活用することを目的とする。

(5)開館時間

① 日南市酒谷ふるさと特産品センター及び日南市酒谷特産品加工施設

ア 日南市酒谷ふるさと特産品センター

4月から9月まで 午前8時30分から午後6時まで

10月から3月まで 午前8時30分から午後5時まで

イ 日南市酒谷特産品加工施設

午前9時から午後7時まで

ウ 市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

② 日南市総合林業センター、日南市立酒谷コミュニティセンター、日南市酒谷遊水施設

ア 日南市総合林業センター及び日南市立酒谷コミュニティセンター

常時

イ 日南市遊水施設

午前 10 時から午後 4 時まで

ウ 市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(6) 休館日

① 日南市酒谷ふるさと特産品センター及び日南市酒谷特産品加工施設

ア 日南市酒谷ふるさと特産品センター

1 月 1 日

イ 日南市酒谷特産品加工施設

毎月第 2 水曜日、第 4 水曜日及び 12 月 31 日から翌年の 1 月 2 日まで

ウ 市長が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、臨時に休館日を設け、又は施設を開館することができる。

② 日南市総合林業センター、日南市立酒谷コミュニティセンター、日南市酒谷遊水施設

ア 日南市総合林業センター及び日南市立コミュニティセンター

毎週月曜日（7 月及び 8 月の月曜日は除く）及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

イ 日南市酒谷遊水施設

利用期間は、市長が別に定める。

ウ 市長が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、臨時に休館日を設け、又は施設を開館することができる。

(7) 利用者数

① 日南市酒谷ふるさと特産品センター

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数（人）	165,886	170,428	149,065

② 日南市酒谷特産品加工施設

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数（人）	2,909	1,662	1,595

③ 日南市総合林業センター

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数（人）	2,633	2,618	2,127

④ 日南市立酒谷コミュニティセンター

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数（人）	2,249	2,328	1,926

⑤ 日南市酒谷遊水施設

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数（人）	1,050	1,204	1,020

3 指定管理者の業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。ただし、行政財産の目的が使用許可（地方自治法第238条の4第7項）、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求に対する裁決（地方自治法第244条の4）など、市長のみの権限に属する事務を除く。

(1) 日南市酒谷ふるさと特産品センター及び日南市酒谷特産品加工施設

- ① 日南市酒谷ふるさと特産品センター及び日南市酒谷特産品加工施設の運営及び維持管理に関する業務
- ② 日南市生産物直売・食材供給施設条例第3条に掲げる事業の運営に関する次の業務
 - ア 農畜産物及び特産品等の展示販売並びに食材の提供に関すること。
 - イ 地域資源等の紹介及び地域情報提供に関すること。
 - ウ 施設及び付属施設の維持管理に関すること。
- ③ 日南市酒谷特産品加工施設条例第3条に掲げる事業の運営に関する次の業務
 - ア 加工施設の利用許可に関すること。
 - イ 加工技術の研修会、講習会等の開催に関すること。
 - ウ 加工品の展示会等の開催に関すること。
 - エ 施設等の提供に関すること。
 - オ 施設等の維持管理に関すること。
 - カ 使用料等の徴収に関すること。

(2) 日南市総合林業センター、日南市立酒谷コミュニティセンター、日南市酒谷遊水施設

- ① 日南市総合林業センター、日南市立酒谷コミュニティセンター、日南市酒谷遊水施設運営及び維持管理に関する業務
- ② 日南市林間休養施設条例に掲げる次の業務
 - ア 施設の利用許可に関すること。
 - イ 施設及び付属設備の維持管理に関すること。
 - ウ 使用料等の徴収に関すること。
- ③ 日南市立酒谷コミュニティセンター条例に掲げる次の業務
 - ア センターの利用許可に関すること。
 - イ センターの施設及び附帯施設の維持管理に関すること。
 - ウ 使用料等の徴収に関すること。
- ④ 日南市酒谷遊水施設条例に掲げる次の業務
 - ア 施設の利用許可に関すること。
 - イ 施設及び付属設備の維持管理に関すること。
 - ウ 使用料等の徴収に関すること。

(3) すべての施設共通事項

- ① 日南市酒谷ふるさと特産品センター、日南市酒谷特産品加工施設、日南市総合林業センター、日南市立酒谷コミュニティセンター、日南市酒谷遊水施設管理業務仕様書（以下、「仕様書」という。）に定めるとおり。
- ② 日南市の施策としての事業に対して、積極的に取り組み協力すること。
- ③ 指定管理者としての業務は、一括にして第三者に再委託等はいできない。また、業務の一

部を再委託する場合は、委託先を日南市長に届け出ること。

4 指定管理業務に関する経費等

(1) 指定管理料

日南市は、管理運営に必要な経費として、指定管理料を毎年度予算の範囲内で支払うこととする。また、指定管理料は、協定書で定めた分割方法、支払い時期、支払い方法により、指定管理者の請求に基づいて支払うものとする。

(2) 指定管理料の上限額（単年度）

7, 3 6 4, 0 0 0 円（消費税込みで積算）

5 使用料金の取り扱い

施設の使用に係る料金は、指定管理者が収入として収受し、管理事業の充実に資する目的に使用することができる。

6 管理の基準

(1) 遵守すべき法令等

① 日南市酒谷ふるさと特産品センター及び日南市酒谷特産品加工施設

ア 日南市生産物直売・食材供給施設条例及び同施行規則

イ 日南市酒谷特産品加工施設条例及び同施行規則

② 日南市総合林業センター、日南市立酒谷コミュニティセンター及び日南市酒谷遊水施設

ア 日南市林間休養施設条例及び同施行規則

イ 日南市立酒谷コミュニティセンター条例及び同施行規則

ウ 日南市酒谷遊水施設条例及び同施行規則

③ すべての施設共通事項

ア 地方自治法及び同法施行令

イ 山村振興法及び同法施行令

ウ 日南市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例

エ 日南市情報公開条例

オ 日南市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）

カ 日南市暴力団排除条例及び同規則

キ その他管理運営に適用される法令

ク 別紙1「管理運営に係る許認可、資格、法定業務一覧」

(2) 指定管理者が作成し、または取得した文書（以下「管理文書」という。）は、日南市情報公開条例に規定する公文書に準じるものとして適正に管理すること。

なお、指定管理者は、管理文書の分類、保存、廃棄に関する基準、その他管理文書の管理関し、必要な事項を年度ごとに定め、日南市に報告し了承を得ること。（管理開始年度の基準等については、指定管理者となる団体が管理開始日の7日前までに市に報告し了承を得ること。）

(3) 指定管理者が保有する管理文書について、日南市長に対しに基づく公文書の開示の請求、または日南市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく個人情報の開示の請求があった場合において、日南市長からこれらの請求に係る管理文書の提出を求められたときは、これ

に応じること。

- (4) 指定管理者（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第5項に規定する「個人情報取扱事業者」に該当するものを除く。）は、施設の管理業務に係る個人情報について、日南市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に取り扱うこと。
- (5) 指定管理者が行う利用者に対する各種の指導については、日南市行政手続条例（平成21年条例第16号）第4章の行政指導の適用はないが、指定管理者は、これらの指導にあたっては、日南市の機関に準ずるものとして、同章の趣旨にのっとり適正に行うこと。
- (6) 設備、物品の維持管理を適切に行うこと。
- (7) 利用者の平等な利用を確保し、差別的な取り扱いをしないこと。
- (8) 指定管理者が行う業務の詳細については、仕様書に定めるとおり。

7 指定管理者と日南市における業務と責任の分担

指定管理者と日南市の業務と責任の分担の詳細については、協定書で定めることとするが、基本的な考え方は次のとおりとする。

- (1) 建築物や設備等の保守管理、保守点検、維持管理（修繕、清掃等）、安全管理、衛生管理は、指定管理者が行う。
- (2) 修繕は年度累積で30万円までは、指定管理者が行う。なお、天災、地変、その他指定管理者の責に帰することのできない事由により生じた損傷の修復等については、双方協議の上、その実施と費用負担の分担を決定する。
- (3) 施設利用者等への損害賠償は、指定管理者が行う。なお、施設等の管理上の瑕疵によるもの以外の事由により損害を与えた場合については、双方協議の上、その実施と費用負担の分担を決定する。

8 指定の取り消し

指定管理者が施設の管理運営を行うにあたり、業務の基準を満たしていないなど、日南市が指定管理者として適当でないと認めるときは、指定を取り消す場合がある。

9 運営経費

運営経費は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理料
- (2) 施設を管理運営することにより得た事業収入

ただし、指定管理者が施設を管理運営することにより生じた損失については、原則として日南市は補填しない。

10 納付金の設定

（実施時期は未定ですが、今後、一定額以上の利益が生じた場合において、利益の一部を納付していただくことを検討しています。納付額の算定や納付方法等を応募の際に提案してください。）

一定額以上の利益が生じた場合は、運営状況に応じ、公募時の提案をもとに市と指定管理者で協議の上、その利益の一部を納付金として本市へ納入することができる。

11 自主事業による収入

指定管理者は、管理施設内において、管理運営を妨げない範囲で自己の責任と費用により、自主事業を実施することができ、それによる収入を得ることができるものとする。

ただし、施設の設置目的にふさわしくないと判断される事業については、日南市に対して利用許可等の申請が必要となり、使用料等を日南市へ支払わなければならない場合がある。

12 指定管理者が自ら行う施設・設備等の整備

指定管理者が自己資金で施設・設備等を整備する場合は、日南市長に整備計画書を提出し了承を得ることとする。

なお、当該施設・設備等については、指定管理期間の終了までに原状回復を行うこととするが、次期指定管理者との間で当該施設・設備等の継承について合意が得られた場合は、この限りではない。

13 備品等の貸与

日南市が所有する備品等（別紙2「備品等一覧表」のとおり）については、指定管理者に無償で貸与することとする。ただし、当該備品等の修繕は、指定管理者が負担するものとする。なお、貸与備品等は、指定管理期間の終了までに点検、修繕を行い、日南市へ返却すること。

14 職員の雇用

指定管理者は、管理運営業務等に従事する職員について、積極的に地元在住者を雇用するよう配慮すること。

15 申請者の資格等

(1) 申請者の資格

日南市内に事務所を置く、または、置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次の欠格事項のいずれにも該当しないこと。

なお、日南市は、日南市と日南警察署が締結した「暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書」に基づき、提出された役員名簿を基に日南警察署へ照会し、該当するか否かを確認するものとする。

- ①破産法（平成16年法律第75号）第18条または第19条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされているもの。
- ②民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされているもの。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされているもの。
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当し、日南市の一般競争入札の参加を制限されているもの。
- ⑤日南市指名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する要綱（平成21年告示第28号）第9条の規定に基づく指名停止の制限がなされているもの。
- ⑥国税または地方税に滞納があるもの（法人においては法人及び代表者、法人以外の団体に

おいては団体の代表者)。

⑦役員等（個人、若しくは法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるもの。

⑧暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与しているもの。

⑨役員等が、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているもの。

⑩役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているもの。

⑪役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。

(2) 複数の団体での共同申請

サービスの向上または効率的な運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同（以下「グループ」という。）による申請ができる。なお、この場合は、次の事項に留意すること。

①グループの適切な名前を設定し、代表となる法人等を選定すること。なお、代表団体や構成員の変更は、原則として認めない。

②当該グループの構成員は、別のグループの構成員になることはできず、また、単独で申請することもできない。

③当該グループの構成員全員が、上記(1)に掲げる欠格条項のいずれにも該当しないこと。

(3) 申請者の資格の留意事項

団体は、株式会社、任意団体等の組織の形態を問わないが、個人は申請資格を有しないものとする。

16 提出書類

申請にあたっては、別紙3「提出書類一覧表」に記載する書類を日南市へ提出すること。なお、日南市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることができるものとする。

提出部数は、正本1部及び副本11部（副本は複写可）とする。なお、副本は、日南市役所内の事務用、選定に関わる委員への配布資料とする。

17 提出にあたっての留意事項

(1) 申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とする。

(2) 申請書類は返却しない。

(3) 申請書類はファイル綴りとし、指定管理者指定申請書の必要書類の番号順にセットして、インデックス（見出し）を貼ること。

(4) 証明書類は、証明年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のもので、それぞれ発行官公署において定められた様式を使用すること。

(5) 提出された書類は、選定等のために必要な範囲内で、複写することがある。また、副本については、正本と同じ内容のものとみなし、選定に関わる委員へそのままの状態で配布するので、内容の確認は申請者の責任において行うこと。

- (6) 提出された書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、日南市が指定管理者の公表等において必要と認めるときは、提出書類の全部または一部を無償で 사용할 ことができる。
- (7) 提出された書類は、情報公開の請求により、日南市情報公開条例に基づき開示する場合がある。なお、その際は、原則として、個人に関する情報や申請者の正当な利益を害する恐れのある情報は除く。
- (8) 選定に関わる委員や、本件業務に従事する日南市職員、日南市の重要な政策決定を行う職員（特別職を含む。）に対して、本件について公正な競争を確保する上で、疑いを持たれるような接触は禁じる。なお、接触の事実が認められた場合は失格とする。
- (9) 日南市は指定管理期間内において、やむをえない理由により、施設の休止・閉鎖等を行う必要が生じた場合は、指定管理者と協議の上、指定管理業務の内容及び指定管理料等を変更できるものとする。
- (10) 申請書類の提出後、日南市は選定等のために必要な範囲内で、申請者に対し書類の補正や追加書類の提出を求めることができる。
- (11) 申請後に応募を辞退する場合は、辞退届（様式第 13 号）を提出すること。

18 質問事項の受付・回答

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付け、回答する。

- (1) 受付期間 令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 7 年 9 月 19 日（金）まで。
- (2) 受付方法 募集内容等質問書（様式第 12 号）に記入の上、FAX または電子メールで提出すること。（※送信後に必ず電話連絡をすること。）
- (3) 回答方法 質問及び回答については、すべての登録者に FAX または電子メールで回答する。なお、質問者名は公表しない。

19 申請・選定等のスケジュールなど

募集開始から選定までのスケジュール（予定）は、次のとおり。

ただし、申請や選定の状況等により、以下のスケジュールを変更する場合がある。その場合は、日南市ホームページで変更後のスケジュールを周知することとする。

内 容	時 期 等
① 募集の周知（市広報誌・市ホームページ）	令和 7 年 7 月 15 日（火）～
② 募集要項等の配布	令和 7 年 8 月 1 日（金）～9 月 19 日（金） ※ 詳細は、別紙 4 のとおり
③ 現地説明会	令和 7 年 9 月 3 日（木）午後 3 時 30 分～
④ 質問事項の受付	令和 7 年 8 月 1 日（金）～9 月 12 日（金）
⑤ 申請書類の受付	令和 7 年 8 月 25 日（月）～9 月 19 日（金）
⑥ 選定（書類審査・プレゼンテーション・ヒアリング）	令和 7 年 10 月下旬 ※ 日時・場所等は、後日、通知する。
⑦ 選定結果の決定・公表	令和 7 年 11 月上旬
⑧ 指定管理者の指定（日南市議会の議決）	令和 7 年 12 月中旬（予定）
⑨ 協定書の締結	令和 8 年 3 月末まで

20 説明会の開催

現地説明会を次のとおり開催する。参加を希望する場合は、令和7年8月26日（火）までに現地説明会への参加申込書（様式第11号）に記入の上、FAXまたは電子メールで提出すること。（※送信後に必ず電話連絡をすること。）なお、申請する予定である場合は、できる限り本説明会に参加すること。

(1) 現地説明会

- ①開催日時 令和7年9月3日（水）午後3時30分から
- ②集合場所 日南市酒谷ふるさと特産品センター
- ③参加者数 1団体で2人以内

21 申請書類の提出先・提出期間

- (1)提出先 日南市産業経済部農政課農業振興係
〒887-8585 日南市中央通1-1-1
- (2)提出期間 令和7年8月25日（月）から令和7年9月19日（金）まで
午前8時30分から午後5時15分まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く）
- (3)提出方法 申請書類は、直接提出先まで持参する場合、若しくは郵送による場合のみ受理する。ただし、郵送の場合は書留とし、令和7年9月19日（金）午後5時15分必着とする。

22 選定方法等

(1) 選定方法

① 1次審査

選定にあたり、担当課（産業経済部農政課）が、提出書類、申請者の資格、記載内容の不備など、形式的な審査を行う。

② 2次審査

日南市指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別紙5に示す審査基準を基に、提出書類等の審査を行い、指定管理者候補者を選定する。

(2) プレゼンテーション・ヒアリング

- ① 選定委員会において、提案内容等を書類審査した後、申請者によるプレゼンテーションとヒアリングを実施して審査する。

ただし、当該施設に関する申請者が1団体のみだったときは、申請者によるプレゼンテーションとヒアリングを実施しない場合がある。

- ② プレゼンテーション・ヒアリングへの出席者は3人以内とし、出席者は原則として代表者及び社員（任意団体にあつては構成員）に限る。
- ③ プレゼンテーションとヒアリングは、非公開とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、公開する。

(3) 審査結果の通知・公表

選定委員会で申請者の最終評価を行い、指定管理者候補者として最もふさわしい法人等を選

定する。ただし、審査の結果、適切な指定管理者候補者がいない場合は、決定者無しとし、再募集する場合がある。選定の結果は、申請者全員に書面で通知し、公表する。

23 無効または失格

次の事項に該当する場合は、無効または失格とする。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
- (2) 申請書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき。
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- (4) 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
- (5) 申請書提出後に、申請内容に重大な変更が生じたとき。
- (6) その他、選定委員会で協議の結果、審査するにあたって不相当と認められるとき。

24 指定管理者の指定及び協定書等

(1) 指定管理者の指定

日南市議会の議決（令和 7 年 12 月議会の予定）を経て、指定管理者候補者を指定管理者に指定（決定）する。議会において否決された場合は、指定されない。

(2) 協定書の締結

日南市と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、指定管理に係る指定管理料に関する事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、協定書を締結する。

(3) 引き継ぎ

- ① 指定管理者が変更となる場合の引き継ぎ期間は、令和 8 年 1 月から 3 月までとし、この期間内に月数回程度、日南市、現指定管理者、新指定管理者による引き継ぎ打ち合わせ会を実施するとともに、この期間内に現場引き継ぎを終えること。
- ② 指定管理者が管理運営業務等に従事させる予定の職員は、施設において事業の状況の把握、業務内容の引き継ぎ等を実施すること。

(4) 指定後の留意事項

指定管理者が、協定書の締結までに次の事項に該当する場合は、その指定を取り消し、協定書を締結しないことがある。

- ① 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、「日南市酒谷ふるさと特産品センター、日南市酒谷特産品加工施設、日南市総合林業センター、日南市立酒谷コミュニティセンター、日南酒谷遊水施設」の管理運営に関する業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ② 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ③ 指定管理者から協定書を締結しない旨の書面が提出されたとき。

25 その他

- (1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次的責任を有し、施設または施設利用者に被害があった場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、速やかに日南市へ報告すること。
- (2) 指定管理者は、実態として事業の継続が困難になった場合、またはその恐れが生じた場合は、速やかに日南市へ報告すること。
- (3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定書で定め

る。

(4) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理運営に関する業務が困難となった場合、またはその恐れが生じた場合は、日南市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提供と実施を求めることができる。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善できなかった場合は、日南市は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(5) 指定管理者が倒産し、または指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど、管理運営に関する業務の継続が困難と認められる場合には、日南市は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(6) (4) 又は (5) により指定管理者の指定を取り消された場合は、指定管理者は、日南市に生じた損害を賠償しなければならない。

(7) 不可抗力その他日南市または指定管理者の責めに帰することができない事由により、管理運営に関する業務の継続が困難と認められる場合は、日南市と指定管理者は、指定管理の指定の継続の可否について協議する。

(8) 前記に規定するもののほか、管理運営に関する業務の継続が困難となった場合の措置については、協定書で定める。

26 問い合わせ先

〒 8 8 7 - 8 5 8 5 日南市中央通 1 - 1 - 1

日南市産業経済部農政課農業振興係 担当者：日高、吉田

T E L 0 9 8 7 - 3 1 - 1 1 3 2

F A X 0 9 8 7 - 2 4 - 0 0 8 0

電子メール nogyo@city.nichinan.lg.jp

別紙 1

管理運営に係る許認可、資格、法定業務一覧表

【施設名：日南市酒谷ふるさと特産品センター、日南市酒谷特産品加工施設、日南市総合林業センター、日南市立酒谷コミュニティセンター】

1 管理運営のために必要な許可

許可の名称	内 容	根拠法令等	備考
なし			

2 管理運営のために必要な資格

資格の名称	内 容	根拠法令等	備考
防火管理者	施設等の防火管理業務の実施	消防法	

3 管理運営のために必要な法定業務

法定業務の名称	内 容	根拠法令等	備考
防火管理業務	消防法に基づく「防火管理者」の指導のもとに実施すること。	消防法	
消防用設備点検報告業務	消防法に基づく「消防設備士」の資格を有するものが実施すること、または、当該資格を有する者を雇用している法人等に委託すること。	消防法	
浄化槽法定点検業務	浄化槽法に基づく「浄化槽管理士」の資格を有するものが実施すること、または、当該資格を有する者を雇用している法人等に委託すること。	浄化槽法	

4 その他上記以外の業務内容により必要となる許可や届出等

別紙 2

備品等一覧表(取得価格が 0 表示はセット価格によるもの)

【日南市酒谷ふるさと特産品センター】

No.	品名名称	備品番号	規格名称	取得価格
1	A E D 収納ボックス	47163	A E D 屋外収納ボックス	54,000
2	その他	4602	EP-HS555BAK オープンショーケース	700,000
3	棚 (とびらなし)	4601	1200*600*1400	0
4	棚 (とびらなし)	4600	1200*600*1400	0
5	陳列台	4595	展示台 (A) 1800*800*400	0
6	陳列台	4589	展示台 (B) 1800*800*400	128,750
7	陳列台	4593	展示台 (B) 1800*800*400	128,750
8	陳列台	4588	展示台 (B) 1800*800*400	0
9	エアコン	18142	ダイキン SZRH80BT	486,000
10	テーブル	4558	(A) 1250*750*720	0
11	テーブル	4557	(A) 1250*750*720	0
12	テーブル	4552	(A) 1250*750*720	0
13	テーブル	4551	(A) 1250*750*720	0
14	テーブル	4553	(B) 700*750*720	0
15	テーブル	4554	(B) 700*750*720	0
16	テーブル	4555	(B) 700*750*720	0
17	テーブル	4556	(B) 700*750*720	0
18	時計	4611	シチズンクロック	18,540
19	普通いす	4559	400*400*440	0
20	普通いす	4560	400*400*440	0
21	普通いす	4561	400*400*440	0
22	普通いす	4562	400*400*440	0
23	普通いす	4563	400*400*440	0
24	普通いす	4564	400*400*440	0
25	普通いす	4565	400*400*440	0

26	普通いす	4566	400*400*440	0
27	普通いす	4567	400*400*440	0
28	普通いす	4568	400*400*440	0
29	普通いす	4569	400*400*440	0
30	普通いす	4570	400*400*440	0
31	普通いす	4571	400*400*440	0
32	普通いす	4572	400*400*440	0
33	普通いす	4573	400*400*440	0
34	普通いす	4574	400*400*440	0
35	普通いす	4575	400*400*440	0
36	普通いす	4576	400*400*440	0
37	普通いす	4577	400*400*440	0
38	普通いす	4578	400*400*440	0
39	普通いす	4579	400*400*440	0
40	普通いす	4580	400*400*440	0
41	普通いす	4581	400*400*440	0
42	普通いす	4582	400*400*440	0
43	エアコン	18141	ダイキン SZRH80BT	486,000
44	置台	4597	TS-WT-645NB	25,750
45	食器棚	4599	90×350	94,554
46	フライヤー	4608	GTGFL-105W	329,600
47	電気ウオーマー	52124	A-4 電気ウオーマー（横型） TSESDK4	91,800
48	置台	4596	TS-WT-60NB	30,900
49	麺ゆで器	18138	TGUS-60	304,614
50	その他	18139	ガステーブル（TSGT-1222）	127,062
51	陳列戸棚	4598	TS-WCT120DNB	95,790
52	冷凍冷蔵庫	51341	ホシザキ HRF-120LZT3	349,920
53	湯沸器	54208	リンナイ業務用ガス給湯器	241,934
54	救急資機材	57378	AED ハートスタート FR x +e（道の駅酒谷）	300,300

55	物置	58135	イナバ物置 フォルタ F S - 3 O 1 5 S (アンカー 4 個含む)	500, 500
56	エアコン	60578	スカイエア天井吊形 (S Z R H 1 4 0 B Y)	750, 000
57	その他	61075	屋外型受変電設備 (キュービク ル)	4, 180, 000
58	エアコン	61085	スカイエア天井吊形 (SZRH140BY)	799, 500

【日南市酒谷特産品加工施設】

No.	品名名称	備品番号	規格名称	取得価格
1	平机	4621	SD-BS107LV3F11	45, 150
2	平机	4622	SD-BS107LV3F11	45, 150
3	回転いす	4623	CR-GM123F4 KA94-W	24, 150
4	回転いす	4624	CR-GM123F4 KA94-W	24, 150
5	ロッカー	4635	BWL-S3016F1P	41, 475
6	ロッカー	4636	BWL-S3016F1P	41, 475
7	ロッカー	4637	BWL-S2246F1P	100, 275
8	ロッカー	4638	BWL-S2246F 1 P	100, 275
9	ホワイトボード	4639	BB-R536W1W1	64, 995
10	テーブル	4618	OT-02	19, 950
11	テーブル	4616	NGT-02	25, 200
12	テーブル	4617	NGT-02	25, 200
13	テーブル	4619	NGT-02	25, 200
14	テーブル	4620	NGT-02	25, 200
15	書籍戸棚 (書類戸棚)	4634	S-D3605F1	36, 750
16	製氷機	4648	2 5 LM1	266, 770
17	流し台	4644	(一槽) TS-LS-120NB	49, 770
18	コンロ	4642	オザキ	138, 810
19	作業台	4627	TS^WT-180A	56, 385
20	作業台	4628	TS^WT-180A	56, 385
21	冷蔵庫	4646	プレハブ貯蔵庫 1 坪冷蔵仕様	703, 500

22	置台	4633	TS-WT-645NB	25,750
23	ガス台	4630	バックガードあり	24,255
24	ガス台	4631	バックガードあり	24,255
25	作業台	4626	TS-WT-180A	56,385
26	ガス台	4632	TS-GT-60NB	24,255
27	コンロ	4643	2重バーナー	9,660
28	流し台	4645	(一槽) TS-LS-120NB	49,770
29	コンロ	4640	3重バーナー	20,790
30	コンロ	4641	3重バーナー	20,790
31	湯沸器	57954	リンナイ	115,423
32	のし台	4647	こね棒、包丁、まな板付	145,577
33	作業台	4625	TS-WT-180B	63,000
34	作業台	4629	TS-WT-120 バック	27,615
35	冷凍冷蔵庫	60708	HRF-180A4F3-2	594,000

【日南市酒谷遊水施設】

番号	品名名称	備品番号	規格名称	取得価格
1	スノコ	4653	カラー L型 60*180	11,124
2	スノコ	4651	カラー L型 60*180	11,124
3	スノコ	4654	カラー L型 60*180	11,124
4	スノコ	4652	カラー L型 60*180	11,124
5	AED収納ボックス	47164	AED屋外収納ボックス	54,000

別紙 3

提出書類一覧表

【施設名：日南市酒谷ふるさと特産品センター、日南市酒谷特産品加工施設、日南市総合林業センター、日南市立酒谷コミュニティセンター、日南市酒谷遊水施設】

様式番号	様 式 名	確認欄
第 1 号	指定管理者指定申請書	
第 2 号	施設の管理に係る事業計画書	
第 3 号	施設の管理に係る収支計画書	
第 4 号	施設の管理に係る自主事業計画書	
第 5 号	指定管理者指定申請団体の概要	
第 6 号	役員の氏名・住所等一覧表	
第 7 号	指定管理者指定申請に係る誓約書兼照会承諾書	
第 8 号	グループ団体一覧表	
第 9 号	指定管理者グループ申請手続き等に関する委任状	
第 10 号	指定管理に関するグループ協定書	
第 11 号	現地説明会への参加申込書	
第 12 号	募集内容等質問書	
第 13 号	指定管理者応募辞退届	
①	定款、寄附行為、規約、またはこれらに類する書類	
②	法人登記簿謄本、印鑑証明書（法人の場合のみ）	
③	納税証明書（所管税務署長発行のもの）	
④	完納証明書（所在地市町村長発行の市町村税完納証明書）	
⑤	申請の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表、損益計算書、財産目録、収支決算書、その他団体の財務状況を明らかにする書類	
⑥	申請の日の属する事業年度の前 3 か年度における事業報告書、その他団体の業務内容を明らかにする書類	
⑦	役員等全員の身分証明書（所在地市町村長発行のもの）	
⑧	I S O 9000 又は 14000 シリーズを取得しているものは登録書の写し	
⑨	障害者手帳を保持している者を常時雇用している場合は、対象者の手帳の写し	

※様式第 8 号から 13 号、⑧、⑨については該当する場合のみ提出

別紙 4

募集要項等の配布について

【施設名：施設名：日南市酒谷ふるさと特産品センター、日南市酒谷特産品加工施設、日南市総合林業センター、日南市立酒谷コミュニティセンター、日南市酒谷遊水施設】

1 配布期間

令和7年8月1日(金)～9月19日(金)

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

(ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く)

2 配布場所

日南市産業経済部農政課農業振興係

〒887-8585 日南市中央通1-1-1

3 問い合わせ先

日南市産業経済部農政課農業振興係

担当：日高、吉田

電話：0987-31-1132

指定管理者候補者選定審査基準表

【施設名：施設名：日南市酒谷ふるさと特産品センター、日南市酒谷特産品加工施設、日南市総合林業センター、日南市立酒谷コミュニティセンター、日南市酒谷遊水施設】

審査基準	審査区分	審査項目	配点	配分
1 指定管理者としての適性	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	日南市の当該分野における基本的な施策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。	10	30
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	長期間、安定的な管理運営（指定管理）を実施していくための人的基盤や財政基盤等を有しており、または確保できる見込みがあるか。	10	
	(3) 実績や経験など	施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的な知識や資格、経験を十分に有しているか。	10	
2 管理運営計画	(1) 個人情報の取り扱い	利用者の個人情報を保護するための対策が、十分に考えられているか。	5	30
	(2) 能力開発	職員の資質・能力の向上に関する考え方や、研修計画は示されているか。	5	
	(3) 業務に係る経費	経費を縮減するための実施可能な提案がなされているか。	5	
	(4) 納付金	納付金額の提案は適正なものか。	10	
	(5) 管理運営体制	施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置は適切であるか。	5	
3 サービス向上	(1) 利用者の満足度	利用者を増やす取り組みが具体的であるか。	10	25
		利用者からの苦情への対応策が十分に考えられているか。	5	
		利用者の満足が得られるよう、十分に考えられているか。	10	
4 地域活性化・地域貢献	(1) 地域活性化	市内産の農産物・加工品を積極的に取り扱う考えであるか。	10	35
		利用者の購買意欲をそそる陳列方法であるか。	5	
		安全・安心な食材の提供や、魅力的なメニュー等の工夫があるか。	10	
	(2) 地域貢献	地域社会や市との連携によって、地域に貢献できるか。	10	
5 アピール事項	(1) 熱意・意欲	施設を運営・管理するための、熱意や意欲があるか。	10	10
合 計			130	